

(裏)

労働者の確保計画

工種	職種	員数 (人)	最低労働賃金単価 (円)	施工業者名
記載例				
舗装版切断	普通作業員	2	16,000	A社
管きょ工 マンホール工	普通作業員	5	16,000	B社
立杭工 推進工	特殊作業員	5	19,000	C社
区画線工	塗装工	4	17,000	D社
マンホール工	左官	2	17,000	E社
警備	交通誘導員B	3	15,000	F社

備考

- 1 調査の対象とする労働者は、対象契約に係る工事に主として従事する労働者（当該工事に係る全ての下請事業者を含む。）であって、農林水産省及び国土交通省が公共工事の積算に用いるため決定する公共工事設計労務単価に掲げる職種に該当するもの（現場代理人、管理技術者、主任技術者、会社役員等は除く。）とする。
- 2 最低労働賃金単価は、職種ごとの労働者に支払われる賃金の最低額（1月当たりの基本給相当額、基準内手当の合計額、賞与等の臨時の給与の額及び現物給与の価額を合計した額をその月の労働日数で除して得た額）とする。  
※基準内手当とは、家族手当（扶養手当）、通勤手当、都市手当（地域手当）、住宅手当、現場手当、技能手当等をいう。